

2021年5月17日

株式会社京葉銀行

「相続定期預金」の取り扱いについて

～ご家族の“やさしい思い出”を大切にお預かりします～

株式会社京葉銀行（頭取 熊谷 俊行）は、2021年5月20日（木）から相続により取得されたご資金を預入されるお客さまを対象とした、特別金利定期預金の取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

【背景】

高齢化が進む日本では「大相続時代」の到来で次世代への円滑な資産継承のニーズが高まっています。

当行では、お客さま一人ひとりに寄り添い、相続に関するお悩みやご相談事に対して解決のためのコンサルティングを行っております。

【目的】

相続により受け継がれた大切なご資金を特別金利でお預かりするとともに、さまざまな金融サービスをご提供することでお客さまとの接点を拡大し、課題解決に努めてまいります。

【商品概要】

名 称	「やさしい思い出」相続定期預金
お取扱期間	2021年5月20日（木）～2021年9月30日（木）
対 象 商 品	スーパー定期 期間6か月/1年 自動継続型（元加式/利払式）
お預入方法	窓口受付のみ
ご利用 いただける方	相続手続き完了後1年以内に相続により取得されたご資金をお預け入れ いただける個人のお客さま (※京葉銀行以外で相続手続きをされた方も対象となります)
適 用 金 利	6か月定期 年0.40%（税引き後 年0.318%） 1年定期 年0.20%（税引き後 年0.159%）
お預入金額	300万円以上1億円以内 (相続により取得した金額の範囲内)（1円単位）

以 上